

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
<p>積算基準・表紙</p> <p>※項目追加，削除 などに伴う目次 の新旧対照表は 省略</p>	<p style="text-align: center;">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和2年8月1日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>	<p style="text-align: center;">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和元年7月1日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県企業庁</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）						
	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定 2-2-1 設計単価の決定 2-2-1-1 資材単価 (1) ～ (4) 略 (5) 見積価格 ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。 イ 見積りは、原則として3者（社）以上から徴収する。 <u>ウ 材料費、鋼構造製作物費の見積り</u> (ア) <u>見積りが2者以上の場合は、平均価格をもって設計単価とする。</u> (イ) <u>積算に用いる見積価格の決定方法は、原則として、異常値を除いた価格の平均価格とする。異常値とは、徴収した見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるものをいい、当該見積り徴収先に対し、見積条件等について聞き取り、確認を行う。その結果、適正であると判断できる場合は、有効見積りとして取り扱うものとする。また、平均価格に対して30%未満であったとしても、見積り内容に疑義がある場合は聞き取り、確認を行う。</u> (ウ) <u>平均価格の端数処理方法は、「2-2-1-4 設計単価」の端数整理による。</u> (エ) <u>見積りが1者となる場合、その価格をもって設計価格とするが、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積りの妥当性を判断すること。</u> エ 機器単体費、特注システム、工場修理費、ソフトウェア費、盤内改造費の見積り (ア) 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないと判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。 (イ) 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積り依頼先が1者に限定されると判断された場合は見積価格を補正しないことができる。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合も同様とする。 (ウ) 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。 (エ) 組み合わせて使用する機器（システム）、機器単体費（ソフトウェア）、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p><u>(参考)</u></p> <table border="1" data-bbox="439 1417 1558 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 1417 795 1459">分類</th> <th data-bbox="795 1417 1558 1459">価格の採用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 1459 795 1642">材料費、鋼構造製作物費</td> <td data-bbox="795 1459 1558 1642"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・異常値は除く。 ・2者以上の場合は平均価格を採用する。 ・見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。 (ただし、妥当性を判断すること。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1642 795 1906">機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費</td> <td data-bbox="795 1642 1558 1906"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 ・3者以上のときは最低価格を採用する。 (除外したことにより2者以下となったときも同じ。) ・2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 ・見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 本表は参考であり、取り扱いとしては本文を優先すること。</p>	分類	価格の採用方法	材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・異常値は除く。 ・2者以上の場合は平均価格を採用する。 ・見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。 (ただし、妥当性を判断すること。) 	機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 ・3者以上のときは最低価格を採用する。 (除外したことにより2者以下となったときも同じ。) ・2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 ・見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定 2-2-1 設計単価の決定 2-2-1-1 資材単価 (1) ～ (4) 略 (5) 見積価格 ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。 イ 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないと判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。 ウ 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積り依頼先が1者に限定されると判断された場合は見積価格を補正しないことができる。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合も同様とする。 エ 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。 オ 組み合わせて使用する機器（システム）、機器単体費（ソフトウェア）、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>
分類	価格の採用方法							
材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・異常値は除く。 ・2者以上の場合は平均価格を採用する。 ・見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。 (ただし、妥当性を判断すること。) 							
機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3者以上から徴収する。 ・著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 ・3者以上のときは最低価格を採用する。 (除外したことにより2者以下となったときも同じ。) ・2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 ・見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 							

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p>2-2-2 歩掛の決定 2-2-2-1 歩掛 (1) 標準歩掛 積算に使用する歩掛は本書に記載された標準歩掛による。本書に記載のないものは、県土整備局や企業庁、国土交通省などの標準歩掛による。 標準歩掛にない場合で、現場条件や工事規模等を勘案して同等とみなせる標準歩掛がある場合はこれを準用できる。準用する場合は、設計書（内訳書）の摘要欄等に「〇〇の据付に適用」「〇〇の撤去に適用」などと対象とする材料や作業内容を明記する。</p> <p>(2) 歩掛の見積り ア 標準歩掛にない場合（準用できる標準歩掛がない場合も含む）は歩掛（労務人工）について見積りを徴収し、歩掛とする。 イ 見積りは、工事内容（作業内容）、施工数量、施工条件、現場条件などを提示し、所属長名で依頼する。 ウ 見積りは原則として3者以上から徴収する。ただし、特殊な工法、特殊な機器の据付、点検、修理など依頼先が限定されるものはこの限りでない。 <u>エ 見積りは平均的または最頻度の歩掛を採用する。ただし、複数の労務職種を組み合わせで適用している場合は、労務職種ごとの「労務人工×労務単価」を合計したもので比較する。また、一連作業となる複数の工法について同一業者より見積りを徴収した場合等、一体価格で判断することが妥当な場合は、施工数量を掛けた合計額で判断できる。</u> <u>オ 平均的とは、徴収した見積りの中央値の見積りとする。見積り徴収先が偶数となる場合は、中央値となる2者のうち、低い方を採用する。</u> <u>カ 見積り徴収先が2者以下となる場合は、低い方を採用する。また、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積りの妥当性を判断する。</u> <u>キ 変更設計時は、施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。</u></p>	<p>2-2-2 歩掛の決定 2-2-2-1 歩掛 (1) 標準歩掛 積算に使用する歩掛は本書に記載された標準歩掛による。本書に記載のないものは、県土整備局や企業庁、国土交通省などの標準歩掛による。 標準歩掛にない場合で、現場条件や工事規模等を勘案して同等とみなせる標準歩掛がある場合はこれを準用できる。準用する場合は、設計書（内訳書）の摘要欄等に「〇〇の据付に適用」「〇〇の撤去に適用」などと対象とする材料や作業内容を明記する。</p> <p>(2) 歩掛の見積り ア 標準歩掛にない場合（準用できる標準歩掛がない場合も含む）は歩掛（労務人工）について見積りを徴収し、歩掛とする。 イ 見積りは、工事内容（作業内容）、施工数量、施工条件、現場条件などを提示し、所属長名で依頼する。 ウ 見積りは原則として3者以上から徴収する。ただし、特殊な工法、特殊な機器の据付、点検、修理など依頼先が限定されるものはこの限りでない。 <u>エ 見積りは各者を比較して最低の員数（労務人工）を補正せずそのまま歩掛とする。ただし、複数の労務職種を組み合わせで適用している場合は、労務職種ごとの「労務人工×労務単価」を合計したもので比較する。また、同一工事に複数の歩掛の見積りを徴収した場合もその合計額で比較する。</u> <u>オ 各者を比較してその員数（労務人工）または合計額が著しく低い場合は当該業者に聞き取り等を行い、適切でない判断された場合は除外できる。</u> <u>カ 変更積算時は、施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。</u></p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費 請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格 ア 工事価格は機器単体費、工場修理費、盤内改造費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。 イ 工事費は鋼構造製作物費、製作原価、工事原価、一般管理費等の合計である。 ウ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。 (ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、製作費、工場塗装費の合計である。 (イ) 間接製作費は工場製作に関わる間接費で、間接労務費と工場管理費の合計である。 エ 工事原価は現場での工事に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。 (ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、材料費、労務費、輸送費、直接経費、仮設費の合計である。 (イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）及び現場の管理費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、機器間接費、工期延長等に伴う現場維持等の費用の合計である。 オ 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。 キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。 ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p>(3) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 工種別の積算 積み上げとする費目（機器単体費、工場修理費、盤内改造費、直接製作費、直接工事費、共通仮設費の各費目（積み上げ分）、工期延長等に伴う現場維持等の費用（積み上げ分）、スクラップ評価額）は、それぞれ工種別に積み上げる。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費 請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格 ア 工事価格は機器単体費、工場修理費、盤内改造費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。 イ 工事費は鋼構造製作物費、製作原価、工事原価、一般管理費等の合計である。 ウ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。 (ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、製作費、工場塗装費の合計である。 (イ) 間接製作費は工場製作に関わる間接費で、間接労務費と工場管理費の合計である。 エ 工事原価は現場での工事に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。 (ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、材料費、労務費、輸送費、直接経費、仮設費の合計である。 (イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）及び現場の管理費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、機器間接費、中止期間中の現場維持費等の合計である。 オ 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。 キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。 ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p>(3) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 工種別の積算 積み上げとする費目（機器単体費、工場修理費、盤内改造費、直接製作費、直接工事費、共通仮設費の各費目（積み上げ分）、中止期間中の現場維持費等（積み上げ分）、スクラップ評価額）は、それぞれ工種別に積み上げる。</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p>1-1-2-2 請負工事費の構成 請負工事費の構成は次のとおりとする。</p> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> 工場修理費 盤内改造費 工事費 <ul style="list-style-type: none"> 鋼構造製作物費(注意1) <ul style="list-style-type: none"> 製作原価(注意1) <ul style="list-style-type: none"> 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 製作費 工場塗装費 間接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 間接労務費 工場管理費 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 労務費 輸送費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 特許使用料 水道光熱電力料 機械経費 旅費交通費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費(注意2) 役務費 技術管理費 営繕費 現場管理費 機器間接費 <ul style="list-style-type: none"> 技術者間接費 機器管理費 一般管理費等(注意3) スクラップ評価額 消費税等相当額 <p>注意1 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 注意2 安全費には現場環境改善費を含む。 注意3 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p> 	<p>1-1-2-2 請負工事費の構成 請負工事費の構成は次のとおりとする。</p> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> 工場修理費 盤内改造費 工事費 <ul style="list-style-type: none"> 鋼構造製作物費(注意1) <ul style="list-style-type: none"> 製作原価(注意1) <ul style="list-style-type: none"> 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 製作費 工場塗装費 間接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 間接労務費 工場管理費 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 労務費 輸送費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 特許使用料 水道光熱電力料 機械経費 旅費交通費 間接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費(注意2) 役務費 技術管理費 営繕費 現場管理費 機器間接費 <ul style="list-style-type: none"> 技術者間接費 機器管理費 一般管理費等(注意3) スクラップ評価額 消費税等相当額 <p>注意1 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 注意2 安全費には現場環境改善費を含む。 注意3 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																													
	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1)～(4) 略 (5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="412 422 1546 1703"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 (1)</td> <td rowspan="9">道路維持工事</td> <td>東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>2.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大都市 (2)</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="3">1.4</td> <td rowspan="3">3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1) - 1</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2) - 1</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1) - 2</td> <td rowspan="3">河川維持工事</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2) - 2</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (2)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。 注意3 <u>積算システム上の補正区分では、工種区分に関わらず、一般交通影響あり(1)、一般交通影響あり(2)と表記される。</u></p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	大都市 (2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	市街地 (DID補正) (1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	3	一般交通影響あり (1) - 1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	一般交通影響あり (2) - 1	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	一般交通影響あり (1) - 2	河川維持工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4	一般交通影響あり (2) - 2	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	5	市街地 (DID補正) (2)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1)～(4) 略 (5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1650 422 2783 1451"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 (1)</td> <td rowspan="4">道路維持工事</td> <td>東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>2.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大都市 (2)</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="2">全ての工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (2)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	大都市 (2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	市街地 (DID補正) (1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.2	4	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.2	5	市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																											
施工地域区分	工種区分	対 象																																																																																													
大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																																																											
大都市 (2)		札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																																																											
市街地 (DID補正) (1)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	3																																																																																											
一般交通影響あり (1) - 1		2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。																																																																																													
一般交通影響あり (2) - 1		一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																																													
一般交通影響あり (1) - 2		河川維持工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.3	4																																																																																										
一般交通影響あり (2) - 2			一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	5																																																																																										
市街地 (DID補正) (2)			市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																																																										
山間僻地及び離島		全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7																																																																																										
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8																																																																																											
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																											
施工地域区分	工種区分	対 象																																																																																													
大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																																																											
大都市 (2)		札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、八王子市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																																																											
市街地 (DID補正) (1)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3																																																																																											
一般交通影響あり (1)		全ての工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.2	4																																																																																										
一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）		1.2	5																																																																																											
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																																																											
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	7																																																																																											
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8																																																																																											

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																						
	<p>1-4-2-3 現場管理費 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 344 1555 625"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>60.00%</td> <td>631.2</td> <td>-0.1622</td> <td>31.81%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>42.12%</td> <td>172.3</td> <td>-0.0971</td> <td>28.81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。J_o=A×N_p^b（J_oは現場管理費率[%]、N_pは対象額、A、bは表の変数値） 注意2 現場管理費率（J_o）[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="439 751 1555 1898"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市（1）、（2）</td> <td rowspan="4">道路維持工事</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="3">1.2</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（1）－1</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（2）－1</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（2）</td> <td rowspan="4">河川維持工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（1）－2</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（2）－2</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%	河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市（1）、（2）	道路維持工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	市街地（DID補正）（1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2	一般交通影響あり（1）－1	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	一般交通影響あり（2）－1	一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	市街地（DID補正）（2）	河川維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	一般交通影響あり（1）－2	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4	一般交通影響あり（2）－2	一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.1	5	<p>1-4-2-3 現場管理費 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 344 2792 625"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>59.78%</td> <td>628.9</td> <td>-0.1622</td> <td>31.69%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.92%</td> <td>171.5</td> <td>-0.0971</td> <td>28.67%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。J_o=A×N_p^b（J_oは現場管理費率[%]、N_pは対象額、A、bは表の変数値） 注意2 現場管理費率（J_o）[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1676 751 2792 1759"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市（1）、（2）</td> <td rowspan="2">道路維持工事</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（1）</td> <td rowspan="3">全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり（2）</td> <td>一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）（2）</td> <td>市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	59.78%	628.9	-0.1622	31.69%	河川維持工事	41.92%	171.5	-0.0971	28.67%	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市（1）、（2）	道路維持工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	市街地（DID補正）（1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響あり（2）	一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.1	4	市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6	補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																				
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																					
道路維持工事	60.00%	631.2	-0.1622	31.81%																																																																																																																				
河川維持工事	42.12%	172.3	-0.0971	28.81%																																																																																																																				
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																						
大都市（1）、（2）	道路維持工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																				
市街地（DID補正）（1）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2																																																																																																																				
一般交通影響あり（1）－1		2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。																																																																																																																						
一般交通影響あり（2）－1		一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）																																																																																																																						
市街地（DID補正）（2）	河川維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																																																																																				
一般交通影響あり（1）－2		2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4																																																																																																																				
一般交通影響あり（2）－2		一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.1	5																																																																																																																				
対象額		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																			
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																				
		A	b																																																																																																																					
道路維持工事	59.78%	628.9	-0.1622	31.69%																																																																																																																				
河川維持工事	41.92%	171.5	-0.0971	28.67%																																																																																																																				
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																				
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																						
大都市（1）、（2）	道路維持工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																																																																				
市街地（DID補正）（1）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																																																																				
一般交通影響あり（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																																				
一般交通影響あり（2）		一般交通影響あり（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.1	4																																																																																																																				
市街地（DID補正）（2）		市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																																				
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6																																																																																																																				
補正なし	全ての工種（※）	上記にあてはまらない場合。	1.0	7																																																																																																																				

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）										
	<table border="1" data-bbox="439 216 1558 464"> <tr> <td data-bbox="439 216 697 338">山間僻地及び離島</td> <td data-bbox="697 216 911 338">全ての工種 (※)</td> <td data-bbox="911 216 1374 338">人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td data-bbox="1374 216 1469 338">1.0</td> <td data-bbox="1469 216 1558 338">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 338 697 464">補正なし</td> <td data-bbox="697 338 911 464">全ての工種 (※)</td> <td data-bbox="911 338 1374 464">上記にあてはまらない場合。</td> <td data-bbox="1374 338 1469 464">1.0</td> <td data-bbox="1469 338 1558 464">7</td> </tr> </table> <p data-bbox="418 468 1581 699"> ※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。 注意3 積算システム上の補正区分では、工種区分に関わらず、一般交通影響あり(1)、一般交通影響あり(2)と表記される。 </p> <p data-bbox="400 730 641 793"> 1-4-2-4 機器間接費 (1)～(5) 略 </p> <p data-bbox="418 827 1531 989"> (6) 機器管理費率補正係数 ア 機器の製作と据付をあわせて行うものみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。 イ 機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 <u>ウ 機器の移設を行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。</u> <u>エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。</u> </p> $ \text{機器管理費率補正係数} = \frac{E_1 + (E_2 + E_3 + E_4) \times 0.5}{E} $ <p data-bbox="483 1089 923 1234"> <u>E</u> : 対象額 (E₁ + E₂ + E₃ + E₄) E₁ : 製作と据付を行う機器単体費の合計 E₂ : 製作のみ行う機器単体費の合計 E₃ : 据付のみ行う機器単体費の合計 <u>E₄ : 移設のみ行う機器単体費の合計</u> </p> <p data-bbox="439 1278 1581 1344"> <u>オ</u> 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。 </p> <p data-bbox="400 1409 1581 1505"> 1-4-2-5 工期延長等に伴う現場維持等の費用 <u>工期延長等に伴う現場維持等の費用</u>については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「<u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u>」による。 </p>	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	7	<p data-bbox="1635 730 1875 793"> 1-4-2-4 機器間接費 (1)～(5) 略 </p> <p data-bbox="1653 827 2766 957"> (6) 機器管理費率補正係数 ア 機器の製作と据付をあわせて行うものみの場合は機器管理費率補正係数を1.0とする。 イ 機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5とする。 ウ 上記のアとイが混在する場合は、次式により補正係数を求める。 </p> $ \text{機器管理費率補正係数} = \frac{E_1 + (E_2 + E_3) \times 0.5}{E} $ <p data-bbox="1718 1089 2157 1199"> <u>E</u> : 対象額 (E₁ + E₂ + E₃) E₁ : 製作と据付を行う機器単体費の合計 E₂ : 製作のみ行う機器単体費の合計 E₃ : 据付のみ行う機器単体費の合計 </p> <p data-bbox="1673 1272 2819 1337"> <u>エ</u> 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。 </p> <p data-bbox="1635 1402 2819 1499"> 1-4-2-5 中止期間中の現場維持費等 <u>中止期間中の現場維持費等</u>については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「<u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</u>」による。 </p>
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	6								
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	7								

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																								
	<p data-bbox="371 216 661 254">第5節 一般管理費等</p> <p data-bbox="371 296 715 325">1-5-2 各経費の項目別対照表</p> <p data-bbox="397 327 839 357">1-5-2-1 間接工事費等の項目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="436 359 1558 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="436 359 688 399">間接工事費等</th> <th data-bbox="688 359 982 399">共通仮設費</th> <th data-bbox="982 359 1267 399">現場管理費</th> <th data-bbox="1267 359 1558 399">一般管理費等</th> </tr> <tr> <th data-bbox="436 399 688 499">項目 対象額</th> <th data-bbox="688 399 982 499">直接工事費</th> <th data-bbox="982 399 1267 499">純工事費 (直接工事費+共通仮設費)</th> <th data-bbox="1267 399 1558 499">工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="436 499 688 539">工場修理費</td><td data-bbox="688 499 982 539">×</td><td data-bbox="982 499 1267 539">×</td><td data-bbox="1267 499 1558 539">×</td></tr> <tr><td data-bbox="436 539 688 579">盤内改造費</td><td data-bbox="688 539 982 579">×</td><td data-bbox="982 539 1267 579">×</td><td data-bbox="1267 539 1558 579">×</td></tr> <tr><td data-bbox="436 579 688 619">機器単体費</td><td data-bbox="688 579 982 619">×</td><td data-bbox="982 579 1267 619">×</td><td data-bbox="1267 579 1558 619">×</td></tr> <tr><td data-bbox="436 619 688 659">鋼構造製作物費</td><td data-bbox="688 619 982 659">×</td><td data-bbox="982 619 1267 659">×</td><td data-bbox="1267 619 1558 659">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 659 688 699">製作原価</td><td data-bbox="688 659 982 699">×</td><td data-bbox="982 659 1267 699">×</td><td data-bbox="1267 659 1558 699">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 699 688 739">材料費(光ケーブル)</td><td data-bbox="688 699 982 739">×</td><td data-bbox="982 699 1267 739">○</td><td data-bbox="1267 699 1558 739">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 739 688 779">技術者間接費</td><td data-bbox="688 739 982 779">×</td><td data-bbox="982 739 1267 779">×</td><td data-bbox="1267 739 1558 779">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 779 688 819">機器管理費</td><td data-bbox="688 779 982 819">×</td><td data-bbox="982 779 1267 819">×</td><td data-bbox="1267 779 1558 819">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 819 688 858">工期延長等に伴う現場維持等の費用</td><td data-bbox="688 819 982 858">×</td><td data-bbox="982 819 1267 858">×</td><td data-bbox="1267 819 1558 858">○</td></tr> <tr><td data-bbox="436 858 688 898">支給品費(機器相当)</td><td data-bbox="688 858 982 898">×</td><td data-bbox="982 858 1267 898">×</td><td data-bbox="1267 858 1558 898">×</td></tr> <tr><td data-bbox="436 898 688 938">支給品費(材料相当)</td><td data-bbox="688 898 982 938">○</td><td data-bbox="982 898 1267 938">○</td><td data-bbox="1267 898 1558 938">×</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="418 968 1029 995">注意1 ○は対象とするもの、×は対象としないものを表す。</p> <p data-bbox="418 995 1365 1022">注意2 支給品費（機器相当）は、機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目 対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)	工場修理費	×	×	×	盤内改造費	×	×	×	機器単体費	×	×	×	鋼構造製作物費	×	×	○	製作原価	×	×	○	材料費(光ケーブル)	×	○	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	工期延長等に伴う現場維持等の費用	×	×	○	支給品費(機器相当)	×	×	×	支給品費(材料相当)	○	○	×	<p data-bbox="1608 216 1899 254">第5節 一般管理費等</p> <p data-bbox="1608 296 1952 325">1-5-2 各経費の項目別対照表</p> <p data-bbox="1635 327 2077 357">1-5-2-1 間接工事費等の項目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="1673 359 2795 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="1673 359 1926 399">間接工事費等</th> <th data-bbox="1926 359 2220 399">共通仮設費</th> <th data-bbox="2220 359 2504 399">現場管理費</th> <th data-bbox="2504 359 2795 399">一般管理費等</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1673 399 1926 499">項目 対象額</th> <th data-bbox="1926 399 2220 499">直接工事費</th> <th data-bbox="2220 399 2504 499">純工事費 (直接工事費+共通仮設費)</th> <th data-bbox="2504 399 2795 499">工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1673 499 1926 539">工場修理費</td><td data-bbox="1926 499 2220 539">×</td><td data-bbox="2220 499 2504 539">×</td><td data-bbox="2504 499 2795 539">×</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 539 1926 579">盤内改造費</td><td data-bbox="1926 539 2220 579">×</td><td data-bbox="2220 539 2504 579">×</td><td data-bbox="2504 539 2795 579">×</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 579 1926 619">機器単体費</td><td data-bbox="1926 579 2220 619">×</td><td data-bbox="2220 579 2504 619">×</td><td data-bbox="2504 579 2795 619">×</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 619 1926 659">鋼構造製作物費</td><td data-bbox="1926 619 2220 659">×</td><td data-bbox="2220 619 2504 659">×</td><td data-bbox="2504 619 2795 659">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 659 1926 699">製作原価</td><td data-bbox="1926 659 2220 699">×</td><td data-bbox="2220 659 2504 699">×</td><td data-bbox="2504 659 2795 699">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 699 1926 739">材料費(光ケーブル)</td><td data-bbox="1926 699 2220 739">×</td><td data-bbox="2220 699 2504 739">○</td><td data-bbox="2504 699 2795 739">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 739 1926 779">技術者間接費</td><td data-bbox="1926 739 2220 779">×</td><td data-bbox="2220 739 2504 779">×</td><td data-bbox="2504 739 2795 779">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 779 1926 819">機器管理費</td><td data-bbox="1926 779 2220 819">×</td><td data-bbox="2220 779 2504 819">×</td><td data-bbox="2504 779 2795 819">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 819 1926 858">中止期間中の現場維持費等</td><td data-bbox="1926 819 2220 858">×</td><td data-bbox="2220 819 2504 858">×</td><td data-bbox="2504 819 2795 858">○</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 858 1926 898">支給品費(機器相当)</td><td data-bbox="1926 858 2220 898">×</td><td data-bbox="2220 858 2504 898">×</td><td data-bbox="2504 858 2795 898">×</td></tr> <tr><td data-bbox="1673 898 1926 938">支給品費(材料相当)</td><td data-bbox="1926 898 2220 938">○</td><td data-bbox="2220 898 2504 938">○</td><td data-bbox="2504 898 2795 938">×</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1656 968 2267 995">注意1 ○は対象とするもの、×は対象としないものを表す。</p> <p data-bbox="1656 995 2602 1022">注意2 支給品費（機器相当）は、機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目 対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)	工場修理費	×	×	×	盤内改造費	×	×	×	機器単体費	×	×	×	鋼構造製作物費	×	×	○	製作原価	×	×	○	材料費(光ケーブル)	×	○	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	中止期間中の現場維持費等	×	×	○	支給品費(機器相当)	×	×	×	支給品費(材料相当)	○	○	×
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																							
項目 対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)																																																																																																							
工場修理費	×	×	×																																																																																																							
盤内改造費	×	×	×																																																																																																							
機器単体費	×	×	×																																																																																																							
鋼構造製作物費	×	×	○																																																																																																							
製作原価	×	×	○																																																																																																							
材料費(光ケーブル)	×	○	○																																																																																																							
技術者間接費	×	×	○																																																																																																							
機器管理費	×	×	○																																																																																																							
工期延長等に伴う現場維持等の費用	×	×	○																																																																																																							
支給品費(機器相当)	×	×	×																																																																																																							
支給品費(材料相当)	○	○	×																																																																																																							
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																							
項目 対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)																																																																																																							
工場修理費	×	×	×																																																																																																							
盤内改造費	×	×	×																																																																																																							
機器単体費	×	×	×																																																																																																							
鋼構造製作物費	×	×	○																																																																																																							
製作原価	×	×	○																																																																																																							
材料費(光ケーブル)	×	○	○																																																																																																							
技術者間接費	×	×	○																																																																																																							
機器管理費	×	×	○																																																																																																							
中止期間中の現場維持費等	×	×	○																																																																																																							
支給品費(機器相当)	×	×	×																																																																																																							
支給品費(材料相当)	○	○	×																																																																																																							

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い</p> <p>(1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$（小数点4位四捨五入し，3位止め）</p> <p>(2) 台数補正 ア 個別歩掛に明記されているものを除き，同一場所，同時施工の2台目等（個，基，組など。以下同じ。）以降は，1台等につき歩掛を0.7倍とする。ただし，低減は小さい方を対象とする。なお，長さ，面積，体積を起算単位とする歩掛には適用しない。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の1.0倍とする。 イ 既設設備の撤去のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.5倍とする。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い</p> <p>(1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は，標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ，最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.7の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.7 = 0.04165 \rightarrow 0.042$（小数点4位四捨五入し，3位止め）</p> <p>(2) 台数補正 ア 個別歩掛に明記されているものを除き，同一場所，同時施工の2台目等（個，基，組など。以下同じ。）以降は，1台等につき歩掛を0.7倍とする。ただし，低減は小さい方を対象とする。なお，長さ，面積，体積を起算単位とする歩掛には適用しない。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の0.5倍とする。 イ 既設設備の撤去のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.2倍とするとともに，技術者，技術員は電工に置き換える。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																																																																																										
	<p>第3節 通信・制御設備関係</p> <p>2-3-2 各種装置据付工 2-3-2-6 部品類据付</p> <table border="1" data-bbox="439 359 1567 1350"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ランプ・ヒューズ類</td> <td>ランプ</td> <td>個</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">(注意3)</td> </tr> <tr> <td>ヒューズ</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ユニット類</td> <td>リードセレクター</td> <td>個</td> <td>0.01</td> <td rowspan="4">(注意4)</td> </tr> <tr> <td>メカフィルター</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>プラグインリレー</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>各種ユニット</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>カード類</td> <td>各種カード</td> <td>枚</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電子部品類</td> <td>セレン整流器</td> <td>個</td> <td>0.02</td> <td rowspan="4">(注意5)</td> </tr> <tr> <td>フィルター</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>通信用避雷器</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>各種電子部品</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計装用部品類</td> <td>通信用継電器</td> <td>個</td> <td>0.10</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>コネクター</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>水位計用フロート</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>水質計器用電極</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>光電池</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>各種計装用部品</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型モーター類</td> <td>シンクロモーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>サーボモーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>各種小型モーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電極類</td> <td>電極</td> <td>m</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">水位計用</td> </tr> <tr> <td>プローブ</td> <td>m</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロープ・チェーン類</td> <td>ロープ</td> <td>m</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">水位計用</td> </tr> <tr> <td>チェーン</td> <td>m</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 台数補正は適用しない。 注意2 撤去（不使用），及び撤去（再使用）に関わる補正係数は1.0とし，移設に関わる補正係数は2.0とする。 注意3 管球，ヒューズ本体のみとし，灯具，器具，ホルダー等は含まない。 注意4 主として差込み，ネジ込みにより取り付けるものとし，配線作業は含まない。 注意5 トランジスタ，IC，ダイオード，抵抗器，コイル，コンデンサにも適用する。</p>	作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要	ランプ・ヒューズ類	ランプ	個	0.01	(注意3)	ヒューズ	個	0.01	ユニット類	リードセレクター	個	0.01	(注意4)	メカフィルター	個	0.01	プラグインリレー	個	0.01	各種ユニット	個	0.01	カード類	各種カード	枚	0.01		電子部品類	セレン整流器	個	0.02	(注意5)	フィルター	個	0.02	通信用避雷器	個	0.02	各種電子部品	個	0.02	計装用部品類	通信用継電器	個	0.10		コネクター	個	0.10	水位計用フロート	個	0.10	水質計器用電極	個	0.10	光電池	個	0.10	各種計装用部品	個	0.10	小型モーター類	シンクロモーター	個	0.20		サーボモーター	個	0.20	各種小型モーター	個	0.20	電極類	電極	m	0.01	水位計用	プローブ	m	0.01	ロープ・チェーン類	ロープ	m	0.01	水位計用	チェーン	m	0.01	<p>第3節 通信・制御設備関係</p> <p>2-3-2 各種装置据付工 2-3-2-6 部品類据付</p> <table border="1" data-bbox="1676 359 2804 1350"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ランプ・ヒューズ類</td> <td>ランプ</td> <td>個</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">(注意3)</td> </tr> <tr> <td>ヒューズ</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ユニット類</td> <td>リードセレクター</td> <td>個</td> <td>0.01</td> <td rowspan="4">(注意4)</td> </tr> <tr> <td>メカフィルター</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>プラグインリレー</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>各種ユニット</td> <td>個</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>カード類</td> <td>各種カード</td> <td>枚</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電子部品類</td> <td>セレン整流器</td> <td>個</td> <td>0.02</td> <td rowspan="4">(注意5)</td> </tr> <tr> <td>フィルター</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>通信用避雷器</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>各種電子部品</td> <td>個</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計装用部品類</td> <td>通信用継電器</td> <td>個</td> <td>0.10</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>コネクター</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>水位計用フロート</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>水質計器用電極</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>光電池</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>各種計装用部品</td> <td>個</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型モーター類</td> <td>シンクロモーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>サーボモーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>各種小型モーター</td> <td>個</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電極類</td> <td>電極</td> <td>m</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">水位計用</td> </tr> <tr> <td>プローブ</td> <td>m</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロープ・チェーン類</td> <td>ロープ</td> <td>m</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">水位計用</td> </tr> <tr> <td>チェーン</td> <td>m</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 台数補正は適用しない。 注意2 撤去（不使用）に関わる補正係数は1.0とし，補正とともに技術員から電工への置き換えを行う。また，撤去（再使用）に関わる補正係数は1.0，移設に関わる補正係数は2.0とする。 注意3 管球，ヒューズ本体のみとし，灯具，器具，ホルダー等は含まない。 注意4 主として差込み，ネジ込みにより取り付けるものとし，配線作業は含まない。 注意5 トランジスタ，IC，ダイオード，抵抗器，コイル，コンデンサにも適用する。</p>	作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要	ランプ・ヒューズ類	ランプ	個	0.01	(注意3)	ヒューズ	個	0.01	ユニット類	リードセレクター	個	0.01	(注意4)	メカフィルター	個	0.01	プラグインリレー	個	0.01	各種ユニット	個	0.01	カード類	各種カード	枚	0.01		電子部品類	セレン整流器	個	0.02	(注意5)	フィルター	個	0.02	通信用避雷器	個	0.02	各種電子部品	個	0.02	計装用部品類	通信用継電器	個	0.10		コネクター	個	0.10	水位計用フロート	個	0.10	水質計器用電極	個	0.10	光電池	個	0.10	各種計装用部品	個	0.10	小型モーター類	シンクロモーター	個	0.20		サーボモーター	個	0.20	各種小型モーター	個	0.20	電極類	電極	m	0.01	水位計用	プローブ	m	0.01	ロープ・チェーン類	ロープ	m	0.01	水位計用	チェーン	m	0.01
作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要																																																																																																																																																																																								
ランプ・ヒューズ類	ランプ	個	0.01	(注意3)																																																																																																																																																																																								
	ヒューズ	個	0.01																																																																																																																																																																																									
ユニット類	リードセレクター	個	0.01	(注意4)																																																																																																																																																																																								
	メカフィルター	個	0.01																																																																																																																																																																																									
	プラグインリレー	個	0.01																																																																																																																																																																																									
	各種ユニット	個	0.01																																																																																																																																																																																									
カード類	各種カード	枚	0.01																																																																																																																																																																																									
電子部品類	セレン整流器	個	0.02	(注意5)																																																																																																																																																																																								
	フィルター	個	0.02																																																																																																																																																																																									
	通信用避雷器	個	0.02																																																																																																																																																																																									
	各種電子部品	個	0.02																																																																																																																																																																																									
計装用部品類	通信用継電器	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	コネクター	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	水位計用フロート	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	水質計器用電極	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	光電池	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	各種計装用部品	個	0.10																																																																																																																																																																																									
小型モーター類	シンクロモーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
	サーボモーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
	各種小型モーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
電極類	電極	m	0.01	水位計用																																																																																																																																																																																								
	プローブ	m	0.01																																																																																																																																																																																									
ロープ・チェーン類	ロープ	m	0.01	水位計用																																																																																																																																																																																								
	チェーン	m	0.01																																																																																																																																																																																									
作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要																																																																																																																																																																																								
ランプ・ヒューズ類	ランプ	個	0.01	(注意3)																																																																																																																																																																																								
	ヒューズ	個	0.01																																																																																																																																																																																									
ユニット類	リードセレクター	個	0.01	(注意4)																																																																																																																																																																																								
	メカフィルター	個	0.01																																																																																																																																																																																									
	プラグインリレー	個	0.01																																																																																																																																																																																									
	各種ユニット	個	0.01																																																																																																																																																																																									
カード類	各種カード	枚	0.01																																																																																																																																																																																									
電子部品類	セレン整流器	個	0.02	(注意5)																																																																																																																																																																																								
	フィルター	個	0.02																																																																																																																																																																																									
	通信用避雷器	個	0.02																																																																																																																																																																																									
	各種電子部品	個	0.02																																																																																																																																																																																									
計装用部品類	通信用継電器	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	コネクター	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	水位計用フロート	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	水質計器用電極	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	光電池	個	0.10																																																																																																																																																																																									
	各種計装用部品	個	0.10																																																																																																																																																																																									
小型モーター類	シンクロモーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
	サーボモーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
	各種小型モーター	個	0.20																																																																																																																																																																																									
電極類	電極	m	0.01	水位計用																																																																																																																																																																																								
	プローブ	m	0.01																																																																																																																																																																																									
ロープ・チェーン類	ロープ	m	0.01	水位計用																																																																																																																																																																																								
	チェーン	m	0.01																																																																																																																																																																																									

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費</p> <p>請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格</p> <p>ア 工事価格は工場修理費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。</p> <p>イ 工事費は工事原価、一般管理費等の合計である。</p> <p>ウ 工事原価は、機器費、製作原価、据付工事原価、設計技術費の合計である。</p> <p>エ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。</p> <p>(ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費の合計である。</p> <p>(イ) 間接製作費は製作工場の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に関わる費用（システム設計費用を除く）で、間接労務費と工場管理費の合計である。</p> <p>オ 据付工事原価は据付工事（「据付工事」とは据付作業のみならず、撤去や修繕など現場での工事全般を言う。以下同じ。）に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。</p> <p>(ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、輸送費、材料費、労務費、直接経費、仮設費の合計である。</p> <p>(イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）、工事を管理する費用、据付工事部門等の管理運営する費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、<u>工期延長等に伴う現場維持等の費用</u>合計である。</p> <p>カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。</p> <p>キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。</p> <p>ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p>(3) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 工種別の積算</p> <p>積み上げとする費目（工場修理費、機器費、直接製作費、直接工事費、共通仮設費の各費目（積み上げ分）、<u>工期延長等に伴う現場維持等の費用</u>、スクラップ評価額）は、それぞれ工種別に積み上げる。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 請負工事費の費目と構成</p> <p>1-1-2-1 請負工事費の費目</p> <p>(1) 請負工事費</p> <p>請負工事費とは、請負に付そうとする工事の施工にあたり、受注者が通常必要とすると考えられるすべての費用で、工事価格と消費税等相当額の合計である。</p> <p>(2) 工事価格</p> <p>ア 工事価格は工場修理費、工事費、スクラップ評価額の合計であり、複数の経費体系の工事価格等を合算する場合を除き、万円止め（50万円未満は千円止め）とする。</p> <p>イ 工事費は工事原価、一般管理費等の合計である。</p> <p>ウ 工事原価は、機器費、製作原価、据付工事原価、設計技術費の合計である。</p> <p>エ 製作原価は、工場での製作に関わる費用で、直接製作費、間接製作費の合計である。</p> <p>(ア) 直接製作費は工場製作に関わる直接費で、材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費の合計である。</p> <p>(イ) 間接製作費は製作工場の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に関わる費用（システム設計費用を除く）で、間接労務費と工場管理費の合計である。</p> <p>オ 据付工事原価は据付工事（「据付工事」とは据付作業のみならず、撤去や修繕など現場での工事全般を言う。以下同じ。）に関わる費用で、直接工事費と間接工事費の合計である。</p> <p>(ア) 直接工事費は工事目的物を造るために直接投入されたことが明確に把握できる費用で、輸送費、材料費、労務費、直接経費、仮設費の合計である。</p> <p>(イ) 間接工事費は引き渡し受けない各工事部門共通の工事費（直接工事費を除く）、工事を管理する費用、据付工事部門等の管理運営する費用などの経費で、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、<u>中止期間中の現場維持等の費用</u>合計である。</p> <p>カ 直接製作費と間接労務費をあわせて純製作費とする。</p> <p>キ 直接工事費と共通仮設費をあわせて純工事費とする。</p> <p>ク 各費目の定義及び積算方法は各項による。</p> <p>(3) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 工種別の積算</p> <p>積み上げとする費目（工場修理費、機器費、直接製作費、直接工事費、共通仮設費の各費目（積み上げ分）、<u>中止期間中の現場維持等の費用</u>、スクラップ評価額）は、それぞれ工種別に積み上げる。</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p>1-1-2-2 請負工事費の構成 請負工事費の構成は次のとおりとする。</p> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工場修理費 工事費 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 機器費 <ul style="list-style-type: none"> 製作原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 機器単体費 労務費 塗装費 直接経費 間接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 間接労務費 工場管理費 据付工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 輸送費 材料費 労務費 塗装費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 特許使用料 水道光熱電力料 機械経費 試運転経費 特別経費 仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 営繕費 現場管理費 据付間接費 工期延長等に伴う現場維持等の費用 間接工事費 設計技術費 一般管理費等(注意1) スクラップ評価額 消費税等相当額 <p>注意1 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p> 	<p>1-1-2-2 請負工事費の構成 請負工事費の構成は次のとおりとする。</p> <p>請負工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事価格 <ul style="list-style-type: none"> 工場修理費 工事費 <ul style="list-style-type: none"> 工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 機器費 <ul style="list-style-type: none"> 製作原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 材料費 機器単体費 労務費 塗装費 直接経費 間接製作費 <ul style="list-style-type: none"> 間接労務費 工場管理費 据付工事原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> 輸送費 材料費 労務費 塗装費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 特許使用料 水道光熱電力料 機械経費 試運転経費 特別経費 仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 営繕費 現場管理費 据付間接費 中止期間中の現場維持費等 間接工事費 設計技術費 一般管理費等(注意1) スクラップ評価額 消費税等相当額 <p>注意1 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p>

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																								
	<p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1 直接工事費 1-4-1-2 材料費 (1) ~ (5) 略</p> <p>(6) 材料の付属品 ア 口径 100A 以下の配管においては、配管材料価格の 10%（円未満切り捨て）を「配管付属品」の名称にてサドル等の簡易な支持金物の費用として計上することができる。 ただし、配管がねじ継手鋼管の場合で、付属材料費の積算を率計上で行った場合には、付属材料費に支持材料が含まれているため、配管付属品の対象としない。</p> <p>イ ねじ継手鋼管（150A 以下）について、表に掲げる付属品類については、「付属材料費」として一式計上できる。付属材料費は、対象材料の区分ごとの合計額に付属品率を乗じて求めるものとし、1 円未満の端数は切り捨てる。</p> <table border="1" data-bbox="448 751 1567 1192"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>付属品類</th> <th>付属品率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼管，塩化ビニル管 (鋼管類付属品費)</td> <td>管継手 (エルボ，バンド，チーズ等)</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>接合材料 (ボルト，ナット，パッキン等)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>支持材料 (形鋼サポート，Uボルト等の塗装)</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ステンレス鋼管 (SUS鋼管類付属品費)</td> <td>管継手</td> <td>115%</td> </tr> <tr> <td>接合材料 (ボルト，ナット，SUS)</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>支持材料 (SS)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩化ビニルライニング鋼管 (ライニング鋼管類付属品費)</td> <td>管継手</td> <td>190%</td> </tr> <tr> <td>接合材料</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>支持材料</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 付属品名称欄で明らかに必要がないものは計上しない。 注意2 材料名のカッコ内名称は、積算システムによる名称を示す。 注意3 付属品として実数（図面）計上した材料については、付属品率の対象としない。</p> <p>(7) その他の取り扱い ア 電線管等を直接材料として計上した場合は、材料費に付属品を率計上できる。付属品の率による算定は第Ⅱ編の「材料費」による。 イ 電気通信設備に関わる資材を計上した場合は、材料費に雑材料費を率計上できる。雑材料費の率による算定は第Ⅱ編の「材料費」による。</p> <p>1-4-2-4 工期延長等に伴う現場維持費等 <u>工期延長等に伴う現場維持費等</u>については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「<u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</u>」による。なお、本費用は積み上げ分のみ計上し、率分は適用しない。</p>	材料名	付属品類	付属品率	鋼管，塩化ビニル管 (鋼管類付属品費)	管継手 (エルボ，バンド，チーズ等)	55%	接合材料 (ボルト，ナット，パッキン等)	10%	支持材料 (形鋼サポート，Uボルト等の塗装)	70%	ステンレス鋼管 (SUS鋼管類付属品費)	管継手	115%	接合材料 (ボルト，ナット，SUS)	10%	支持材料 (SS)	15%	塩化ビニルライニング鋼管 (ライニング鋼管類付属品費)	管継手	190%	接合材料	5%	支持材料	25%	<p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1 直接工事費 1-4-1-2 材料費 (1) ~ (5) 略</p> <p>(6) その他の取り扱い ア 口径 100mm 以下の配管においては、配管材料価格の 10%（円未満切り捨て）を「配管付属品」の名称にてサドル等の簡易な支持金物の費用として計上することができる。 イ 電線管等を直接材料として計上した場合は、材料費に付属品を率計上できる。付属品の率による算定は第Ⅱ編の「材料費」による。 ウ 電気通信設備に関わる資材を計上した場合は、材料費に雑材料費を率計上できる。雑材料費の率による算定は第Ⅱ編の「材料費」による。</p> <p>(新規)</p> <p>1-4-2-4 中止期間中の現場維持費等 中止期間中の現場維持費等については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「<u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</u>」による。なお、本費用は積み上げ分のみ計上し、率分は適用しない。</p>
材料名	付属品類	付属品率																								
鋼管，塩化ビニル管 (鋼管類付属品費)	管継手 (エルボ，バンド，チーズ等)	55%																								
	接合材料 (ボルト，ナット，パッキン等)	10%																								
	支持材料 (形鋼サポート，Uボルト等の塗装)	70%																								
ステンレス鋼管 (SUS鋼管類付属品費)	管継手	115%																								
	接合材料 (ボルト，ナット，SUS)	10%																								
	支持材料 (SS)	15%																								
塩化ビニルライニング鋼管 (ライニング鋼管類付属品費)	管継手	190%																								
	接合材料	5%																								
	支持材料	25%																								

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>第5節 設計技術費及び一般管理費等</p> <p>1-5-2 一般管理費等 1-5-2-1 一般管理費等 (1)～(3)略</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="439 457 1555 590"> <tr> <td>対象額(C₁)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td>27.00%</td> <td>$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$</td> <td>18.76%</td> </tr> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率，C₁は一般管理費等対象額とする。 注意2 G₁は，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p>(省略)</p> <p>1-5-3-2 間接工事費等の費目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="439 810 1555 1850"> <thead> <tr> <th colspan="2">費目名称</th> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>設計技術費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">工場修理費</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器費</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">製作原価</td> <td rowspan="5">直接製作費</td> <td>材料費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器単体費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塗装費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間接製作費</td> <td>間接労務費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工場管理費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">据付工事原価</td> <td rowspan="6">直接工事費</td> <td>輸送費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塗装費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>仮設費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">間接工事費</td> <td>共通仮設費</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>据付間接費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計技術費</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給品費</td> <td>支給品費(材料相当)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>支給品費(機器相当)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 ○は対象とするもの，△は対象とするが補正があるもの，×は対象としないものを表す。 注意2 支給品費(機器相当)は機器費，機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$	18.76%	費目名称		間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	設計技術費	一般管理費等	工場修理費			×	×	×	×	機器費			×	×	○	△	製作原価	直接製作費	材料費	×	×	○	○	機器単体費	×	×	○	△	労務費	×	×	○	○	塗装費	×	×	○	○	直接経費	×	×	○	○	間接製作費	間接労務費	×	×	○	○	工場管理費	×	×	○	○	据付工事原価	直接工事費	輸送費	○	○	○	○	材料費	○	○	○	○	労務費	○	○	○	○	塗装費	○	○	○	○	直接経費	○	○	○	○	仮設費	○	○	○	○	間接工事費	共通仮設費	/	○	○	○	現場管理費	/	/	○	○	据付間接費	×	×	○	○	無償貸付機械等評価額		○	○	×	×	設計技術費		/	/	/	○	支給品費	支給品費(材料相当)	○	○	○	×	支給品費(機器相当)	×	×	×	×	<p>第5節 設計技術費及び一般管理費等</p> <p>1-5-2 一般管理費等 1-5-2-1 一般管理費等 (1)～(3)略</p> <p>(4) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 457 2792 590"> <tr> <td>対象額(C₁)</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率(G₁)</td> <td>21.78%</td> <td>$G_1[\%] = -3.5981 \times \text{Log}(C_1) + 45.883$</td> <td>11.78%</td> </tr> </table> <p>注意1 G₁は標準一般管理費等率，C₁は一般管理費等対象額とする。 注意2 G₁は，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。</p> <p>(省略)</p> <p>1-5-3-2 間接工事費等の費目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="1676 810 2792 1850"> <thead> <tr> <th colspan="2">費目名称</th> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>設計技術費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">工場修理費</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器費</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">製作原価</td> <td rowspan="5">直接製作費</td> <td>材料費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器単体費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塗装費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間接製作費</td> <td>間接労務費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工場管理費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">据付工事原価</td> <td rowspan="6">直接工事費</td> <td>輸送費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塗装費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>仮設費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">間接工事費</td> <td>共通仮設費</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>据付間接費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計技術費</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給品費</td> <td>支給品費(材料相当)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>支給品費(機器相当)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 ○は対象とするもの，△は対象とするが補正があるもの，×は対象としないものを表す。 注意2 支給品費(機器相当)は機器費，機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p>	対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	標準一般管理費等率(G ₁)	21.78%	$G_1[\%] = -3.5981 \times \text{Log}(C_1) + 45.883$	11.78%	費目名称		間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	設計技術費	一般管理費等	工場修理費			×	×	×	×	機器費			×	×	○	△	製作原価	直接製作費	材料費	×	×	○	○	機器単体費	×	×	○	△	労務費	×	×	○	○	塗装費	×	×	○	○	直接経費	×	×	○	○	間接製作費	間接労務費	×	×	○	○	工場管理費	×	×	○	○	据付工事原価	直接工事費	輸送費	○	○	○	○	材料費	○	○	○	○	労務費	○	○	○	○	塗装費	○	○	○	○	直接経費	○	○	○	○	仮設費	○	○	○	○	間接工事費	共通仮設費	/	○	○	○	現場管理費	/	/	○	○	据付間接費	×	×	○	○	無償貸付機械等評価額		○	○	×	×	設計技術費		/	/	/	○	支給品費	支給品費(材料相当)	○	○	○	×	支給品費(機器相当)	×	×	×	×
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																			
標準一般管理費等率(G ₁)	27.00%	$G_1[\%] = -2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862$	18.76%																																																																																																																																																																																																																																																																																			
費目名称		間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	設計技術費	一般管理費等																																																																																																																																																																																																																																																																																
工場修理費			×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器費			×	×	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																
製作原価	直接製作費	材料費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		機器単体費	×	×	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																
		労務費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		塗装費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接経費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
間接製作費	間接労務費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	工場管理費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
据付工事原価	直接工事費	輸送費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		材料費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		労務費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		塗装費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接経費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		仮設費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
	間接工事費	共通仮設費	/	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		現場管理費	/	/	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		据付間接費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
	無償貸付機械等評価額		○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																
設計技術費		/	/	/	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
支給品費	支給品費(材料相当)	○	○	○	×																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	支給品費(機器相当)	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																	
対象額(C ₁)	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																																			
標準一般管理費等率(G ₁)	21.78%	$G_1[\%] = -3.5981 \times \text{Log}(C_1) + 45.883$	11.78%																																																																																																																																																																																																																																																																																			
費目名称		間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	設計技術費	一般管理費等																																																																																																																																																																																																																																																																																
工場修理費			×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																
機器費			×	×	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																
製作原価	直接製作費	材料費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		機器単体費	×	×	○	△																																																																																																																																																																																																																																																																																
		労務費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		塗装費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接経費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
間接製作費	間接労務費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	工場管理費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
据付工事原価	直接工事費	輸送費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		材料費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		労務費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		塗装費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		直接経費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		仮設費	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
	間接工事費	共通仮設費	/	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		現場管理費	/	/	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
		据付間接費	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																
	無償貸付機械等評価額		○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																
設計技術費		/	/	/	○																																																																																																																																																																																																																																																																																	
支給品費	支給品費(材料相当)	○	○	○	×																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	支給品費(機器相当)	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																	

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第2節 配管関係</p> <p>2-2-3 ねじ継手鋼管布設工 2-2-3-1 ねじ継手鋼管布設 単位：m</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細別規格</th> <th colspan="3">鋼管（SUS管を含む）</th> <th colspan="3">ライニング鋼管</th> </tr> <tr> <th>屋内配管</th> <th>屋外配管</th> <th>埋設配管</th> <th>屋内配管</th> <th>屋外配管</th> <th>埋設配管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径</td> <td>配管工</td> <td>配管工</td> <td>配管工</td> <td>配管工</td> <td>配管工</td> <td>配管工</td> </tr> <tr> <td>15mm</td> <td>0.13</td> <td>0.10</td> <td>0.06</td> <td>0.11</td> <td>0.08</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>0.16</td> <td>0.12</td> <td>0.07</td> <td>0.14</td> <td>0.11</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>0.19</td> <td>0.15</td> <td>0.09</td> <td>0.16</td> <td>0.12</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>32mm</td> <td>0.23</td> <td>0.18</td> <td>0.11</td> <td>0.19</td> <td>0.15</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>0.27</td> <td>0.21</td> <td>0.12</td> <td>0.23</td> <td>0.18</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>0.33</td> <td>0.26</td> <td>0.15</td> <td>0.27</td> <td>0.21</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>65mm</td> <td>0.41</td> <td>0.32</td> <td>0.19</td> <td>0.34</td> <td>0.27</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>80mm</td> <td>0.49</td> <td>0.39</td> <td>0.21</td> <td>0.41</td> <td>0.32</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>0.60</td> <td>0.48</td> <td>0.27</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>125mm</td> <td>0.74</td> <td>0.59</td> <td>0.32</td> <td>0.61</td> <td>0.48</td> <td>0.26</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>0.88</td> <td>0.70</td> <td>0.40</td> <td>0.73</td> <td>0.58</td> <td>0.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 本歩掛には、墨出し、切断、ねじ切り、ねじ込み接合、支持材料の取付け及び弁類（40mm以下のねじ込み式）取付けを含む。</p> <p>注意2 屋外配管歩掛りには、根切り、埋戻し等の土木工事は含まない。</p> <p>注意3 水圧検査等は、本歩掛りに含まれる。</p> <p>注意4 既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は30%上乘せする。既設管廊内及び既設機器設置場所での作業とは、配管が既に布設されている管廊、及び機器が既に設置されている機械室、ポンプ室等での作業を言う。</p> <p>注意5 ねじ配管で使用する付属材料（管継手、接合材料、支持材料等）の算出については「1-4-1-2 材料費(6) 材料の付属品」による。</p>	細別規格	鋼管（SUS管を含む）			ライニング鋼管			屋内配管	屋外配管	埋設配管	屋内配管	屋外配管	埋設配管	呼び径	配管工	配管工	配管工	配管工	配管工	配管工	15mm	0.13	0.10	0.06	0.11	0.08	0.06	20mm	0.16	0.12	0.07	0.14	0.11	0.07	25mm	0.19	0.15	0.09	0.16	0.12	0.09	32mm	0.23	0.18	0.11	0.19	0.15	0.11	40mm	0.27	0.21	0.12	0.23	0.18	0.12	50mm	0.33	0.26	0.15	0.27	0.21	0.15	65mm	0.41	0.32	0.19	0.34	0.27	0.19	80mm	0.49	0.39	0.21	0.41	0.32	0.21	100mm	0.60	0.48	0.27	0.50	0.40	0.22	125mm	0.74	0.59	0.32	0.61	0.48	0.26	150mm	0.88	0.70	0.40	0.73	0.58	0.34	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第2節 配管関係</p> <p>2-2-3 ねじ継手鋼管布設工 2-2-3-1 ねじ継手鋼管布設 単位：10m</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>細別規格</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>0.11</td> <td>0.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32mm</td> <td>0.14</td> <td>0.14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>0.15</td> <td>0.16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>0.18</td> <td>0.18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65mm</td> <td>0.19</td> <td>0.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80mm</td> <td>0.20</td> <td>0.23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>0.23</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125mm</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>0.30</td> <td>0.35</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	細別規格	配管工	普通作業員	摘要	呼び径				13mm	0.10	0.10		20mm	0.11	0.12		25mm	0.13	0.13		32mm	0.14	0.14		40mm	0.15	0.16		50mm	0.18	0.18		65mm	0.19	0.20		80mm	0.20	0.23		100mm	0.23	0.25		125mm	0.25	0.30		150mm	0.30	0.35	
細別規格	鋼管（SUS管を含む）			ライニング鋼管																																																																																																																																																			
	屋内配管	屋外配管	埋設配管	屋内配管	屋外配管	埋設配管																																																																																																																																																	
呼び径	配管工	配管工	配管工	配管工	配管工	配管工																																																																																																																																																	
15mm	0.13	0.10	0.06	0.11	0.08	0.06																																																																																																																																																	
20mm	0.16	0.12	0.07	0.14	0.11	0.07																																																																																																																																																	
25mm	0.19	0.15	0.09	0.16	0.12	0.09																																																																																																																																																	
32mm	0.23	0.18	0.11	0.19	0.15	0.11																																																																																																																																																	
40mm	0.27	0.21	0.12	0.23	0.18	0.12																																																																																																																																																	
50mm	0.33	0.26	0.15	0.27	0.21	0.15																																																																																																																																																	
65mm	0.41	0.32	0.19	0.34	0.27	0.19																																																																																																																																																	
80mm	0.49	0.39	0.21	0.41	0.32	0.21																																																																																																																																																	
100mm	0.60	0.48	0.27	0.50	0.40	0.22																																																																																																																																																	
125mm	0.74	0.59	0.32	0.61	0.48	0.26																																																																																																																																																	
150mm	0.88	0.70	0.40	0.73	0.58	0.34																																																																																																																																																	
細別規格	配管工	普通作業員	摘要																																																																																																																																																				
呼び径																																																																																																																																																							
13mm	0.10	0.10																																																																																																																																																					
20mm	0.11	0.12																																																																																																																																																					
25mm	0.13	0.13																																																																																																																																																					
32mm	0.14	0.14																																																																																																																																																					
40mm	0.15	0.16																																																																																																																																																					
50mm	0.18	0.18																																																																																																																																																					
65mm	0.19	0.20																																																																																																																																																					
80mm	0.20	0.23																																																																																																																																																					
100mm	0.23	0.25																																																																																																																																																					
125mm	0.25	0.30																																																																																																																																																					
150mm	0.30	0.35																																																																																																																																																					

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																																																																																																								
	<p>2-2-3-2 ねじ継手鋼管切断 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="430 247 1549 800"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td rowspan="13">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.03</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には燃料，カッターの刃損耗費を含む。 注意2 この歩掛は，継手類の取り付けのみの作業など，管布設がないときに使用する。</p> <p>2-2-3-3 ねじ継手鋼管ねじ切り 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="430 978 1549 1530"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td rowspan="13">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.08</td><td>0.08</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には機械器具損料を含む。 注意2 この歩掛は，継手類の取り付けのみの作業など，管布設がないときに使用する。</p>	細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.01	0.01	労務費の 3%		20mm	0.01	0.01		25mm	0.01	0.01		32mm	0.01	0.01		40mm	0.02	0.01		50mm	0.02	0.01		65mm	0.03	0.01		80mm	0.03	0.02		100mm	0.03	0.02		125mm	0.04	0.03		150mm	0.04	0.03		細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.03	0.02	労務費の 3%		20mm	0.03	0.02		25mm	0.04	0.03		32mm	0.04	0.04		40mm	0.04	0.04		50mm	0.05	0.05		65mm	0.05	0.05		80mm	0.05	0.05		100mm	0.06	0.06		125mm	0.07	0.07		150mm	0.08	0.08		<p>2-2-3-2 ねじ継手鋼管切断 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="1662 247 2781 800"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td rowspan="13">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.03</td><td>0.01</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には燃料，カッターの刃損耗費を含む。</p> <p>2-2-3-3 ねじ継手鋼管ねじ切り 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="1662 978 2781 1530"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td rowspan="13">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.08</td><td>0.08</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には機械器具損料を含む。</p>	細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.01	0.01	労務費の 3%		20mm	0.01	0.01		25mm	0.01	0.01		32mm	0.01	0.01		40mm	0.02	0.01		50mm	0.02	0.01		65mm	0.03	0.01		80mm	0.03	0.02		100mm	0.03	0.02		125mm	0.04	0.03		150mm	0.04	0.03		細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.03	0.02	労務費の 3%		20mm	0.03	0.02		25mm	0.04	0.03		32mm	0.04	0.04		40mm	0.04	0.04		50mm	0.05	0.05		65mm	0.05	0.05		80mm	0.05	0.05		100mm	0.06	0.06		125mm	0.07	0.07		150mm	0.08	0.08	
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																						
13mm	0.01	0.01	労務費の 3%																																																																																																																																																																																																							
20mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
25mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
32mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
40mm	0.02	0.01																																																																																																																																																																																																								
50mm	0.02	0.01																																																																																																																																																																																																								
65mm	0.03	0.01																																																																																																																																																																																																								
80mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
100mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
125mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
150mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員		諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																					
13mm	0.03	0.02		労務費の 3%																																																																																																																																																																																																						
20mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
25mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
32mm	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																								
40mm	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																								
50mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
65mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
80mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
100mm	0.06	0.06																																																																																																																																																																																																								
125mm	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																								
150mm	0.08	0.08																																																																																																																																																																																																								
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費		摘要																																																																																																																																																																																																					
13mm	0.01	0.01	労務費の 3%																																																																																																																																																																																																							
20mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
25mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
32mm	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																								
40mm	0.02	0.01																																																																																																																																																																																																								
50mm	0.02	0.01																																																																																																																																																																																																								
65mm	0.03	0.01																																																																																																																																																																																																								
80mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
100mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
125mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
150mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員		諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																					
13mm	0.03	0.02		労務費の 3%																																																																																																																																																																																																						
20mm	0.03	0.02																																																																																																																																																																																																								
25mm	0.04	0.03																																																																																																																																																																																																								
32mm	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																								
40mm	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																								
50mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
65mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
80mm	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																								
100mm	0.06	0.06																																																																																																																																																																																																								
125mm	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																								
150mm	0.08	0.08																																																																																																																																																																																																								

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>2-2-3-4 ねじ継手鋼管ねじ込み接合 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="430 247 1546 800"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td rowspan="12">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.01</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.01</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.02</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.02</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.02</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.03</td><td>0.04</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には機械器具損料を含む。 注意2 この歩掛は、継手類の取り付けのみの作業など、管布設がないときに使用する。</p> <p>2-2-3-5 入力条件表</p> <table border="1" data-bbox="430 978 1546 1503"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) ねじ継手鋼管布設</th> <th colspan="2">(歩掛2-2-3-1)</th> <th>施工単価コード</th> <th>DDG02030120</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条件1 作業内容補正</th> <th>条件2 細別規格</th> <th>条件3 管種</th> <th>条件4 作業区分</th> <th>条件5 設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>新設</td><td>15mm</td><td>鋼管 (SUS含)</td><td>屋内配管</td><td>既設なし</td></tr> <tr><td>02</td><td>撤去(不使用)</td><td>20mm</td><td>ライニング鋼管</td><td>屋外配管</td><td>既設あり</td></tr> <tr><td>03</td><td>撤去(再使用)</td><td>25mm</td><td></td><td>埋設配管</td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td>移設</td><td>32mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>05</td><td></td><td>40mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06</td><td></td><td>50mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td></td><td>65mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td></td><td>80mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>09</td><td></td><td>100mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>125mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td>150mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.01	0.02	労務費の 3%		20mm	0.01	0.02		25mm	0.01	0.02		32mm	0.01	0.02		40mm	0.01	0.02		50mm	0.01	0.03		65mm	0.01	0.03		80mm	0.02	0.03		100mm	0.02	0.03		125mm	0.02	0.04		150mm	0.03	0.04		(1) ねじ継手鋼管布設		(歩掛2-2-3-1)		施工単価コード	DDG02030120		条件1 作業内容補正	条件2 細別規格	条件3 管種	条件4 作業区分	条件5 設置場所	01	新設	15mm	鋼管 (SUS含)	屋内配管	既設なし	02	撤去(不使用)	20mm	ライニング鋼管	屋外配管	既設あり	03	撤去(再使用)	25mm		埋設配管		04	移設	32mm				05		40mm				06		50mm				07		65mm				08		80mm				09		100mm				10		125mm				11		150mm				<p>2-2-3-4 ねじ継手鋼管ねじ込み接合 単位：口</p> <table border="1" data-bbox="1668 247 2783 800"> <thead> <tr> <th>細別規格 呼び径</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td rowspan="12">労務費の 3%</td><td></td></tr> <tr><td>20mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>25mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>32mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>40mm</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>0.01</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>65mm</td><td>0.01</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>80mm</td><td>0.02</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>0.02</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>125mm</td><td>0.02</td><td>0.04</td><td></td></tr> <tr><td>150mm</td><td>0.03</td><td>0.04</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注意1 諸雑費には機械器具損料を含む。</p> <p>2-2-3-5 入力条件表</p> <table border="1" data-bbox="1668 978 2783 1503"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) ねじ継手鋼管布設</th> <th colspan="2">(歩掛2-2-3-1)</th> <th>施工単価コード</th> <th>DDG02030110</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条件1 作業内容補正</th> <th>条件2 細別規格</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01</td><td>新設</td><td>13mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>02</td><td>撤去(不使用)</td><td>20mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>03</td><td>撤去(再使用)</td><td>25mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04</td><td>移設</td><td>32mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>05</td><td></td><td>40mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06</td><td></td><td>50mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>07</td><td></td><td>65mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>08</td><td></td><td>80mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>09</td><td></td><td>100mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>125mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td>150mm</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要	13mm	0.01	0.02	労務費の 3%		20mm	0.01	0.02		25mm	0.01	0.02		32mm	0.01	0.02		40mm	0.01	0.02		50mm	0.01	0.03		65mm	0.01	0.03		80mm	0.02	0.03		100mm	0.02	0.03		125mm	0.02	0.04		150mm	0.03	0.04		(1) ねじ継手鋼管布設		(歩掛2-2-3-1)		施工単価コード	DDG02030110		条件1 作業内容補正	条件2 細別規格				01	新設	13mm				02	撤去(不使用)	20mm				03	撤去(再使用)	25mm				04	移設	32mm				05		40mm				06		50mm				07		65mm				08		80mm				09		100mm				10		125mm				11		150mm			
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																																																																														
13mm	0.01	0.02	労務費の 3%																																																																																																																																																																																																																																																															
20mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
25mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
32mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
40mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
50mm	0.01	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
65mm	0.01	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
80mm	0.02	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
100mm	0.02	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
125mm	0.02	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																
150mm	0.03	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) ねじ継手鋼管布設		(歩掛2-2-3-1)		施工単価コード	DDG02030120																																																																																																																																																																																																																																																													
	条件1 作業内容補正	条件2 細別規格	条件3 管種	条件4 作業区分	条件5 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																													
01	新設	15mm	鋼管 (SUS含)	屋内配管	既設なし																																																																																																																																																																																																																																																													
02	撤去(不使用)	20mm	ライニング鋼管	屋外配管	既設あり																																																																																																																																																																																																																																																													
03	撤去(再使用)	25mm		埋設配管																																																																																																																																																																																																																																																														
04	移設	32mm																																																																																																																																																																																																																																																																
05		40mm																																																																																																																																																																																																																																																																
06		50mm																																																																																																																																																																																																																																																																
07		65mm																																																																																																																																																																																																																																																																
08		80mm																																																																																																																																																																																																																																																																
09		100mm																																																																																																																																																																																																																																																																
10		125mm																																																																																																																																																																																																																																																																
11		150mm																																																																																																																																																																																																																																																																
細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	諸雑費	摘要																																																																																																																																																																																																																																																														
13mm	0.01	0.02	労務費の 3%																																																																																																																																																																																																																																																															
20mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
25mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
32mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
40mm	0.01	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																
50mm	0.01	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
65mm	0.01	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
80mm	0.02	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
100mm	0.02	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																
125mm	0.02	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																
150mm	0.03	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) ねじ継手鋼管布設		(歩掛2-2-3-1)		施工単価コード	DDG02030110																																																																																																																																																																																																																																																													
	条件1 作業内容補正	条件2 細別規格																																																																																																																																																																																																																																																																
01	新設	13mm																																																																																																																																																																																																																																																																
02	撤去(不使用)	20mm																																																																																																																																																																																																																																																																
03	撤去(再使用)	25mm																																																																																																																																																																																																																																																																
04	移設	32mm																																																																																																																																																																																																																																																																
05		40mm																																																																																																																																																																																																																																																																
06		50mm																																																																																																																																																																																																																																																																
07		65mm																																																																																																																																																																																																																																																																
08		80mm																																																																																																																																																																																																																																																																
09		100mm																																																																																																																																																																																																																																																																
10		125mm																																																																																																																																																																																																																																																																
11		150mm																																																																																																																																																																																																																																																																

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）																																																				
	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第4節 一般管理費等</p> <p>1-4-1 一般管理費等</p> <p>1-4-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 + 加算補正</p> <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価（ただし、支給品費は含まない）とする。</p> <p>(3) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="439 909 1558 995"> <tr> <td>一般管理費等対象額</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">25.55</td> <td style="text-align: center;">$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>注意3 財団法人等（ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。）に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めして得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。</p> <p>(4) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="439 1234 1558 1346"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">0.99</td> <td style="text-align: center;">0.98</td> <td style="text-align: center;">0.96</td> <td style="text-align: center;">0.95</td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率</p> <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p>(6) 契約保証補正率表</p> <table border="1" data-bbox="439 1629 1558 1799"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正率</td> </tr> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.04%</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.09%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">0.00%</td> </tr> </table> <p>注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。</p> <p>注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。</p>	一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの	標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	補正係数	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95	保証の方法	補正率	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%	上記以外の場合	0.00%	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第4節 一般管理費等</p> <p>1-4-1 一般管理費等</p> <p>1-4-1-1 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等</p> <p>ア 一般管理費等の項目は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>イ 一般管理費等は、一般管理費等（率分）と契約保証補正額の和で、円止めとする。</p> <p>(2) 一般管理費等（率分）の計算方法</p> <p>ア 一般管理費等（率分）は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">一般管理費等(率分) = 一般管理費等対象額 × 標準一般管理費等率 × 前払金支出割合補正係数 + 加算補正</p> <p>イ 標準一般管理費等率は別記の表による。また、前払金支出割合補正係数は前払金の支出割合により別記の表から求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 一般管理費等対象額は点検整備原価（ただし、支給品費は含まない）とする。</p> <p>(3) 標準一般管理費等率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 909 2795 995"> <tr> <td>一般管理費等対象額</td> <td>50万円以下</td> <td>50万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>標準一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">19.37%</td> <td style="text-align: center;">$G = -1.998 \times \text{Log}(C) + 30.76$</td> </tr> </table> <p>注意1 算定式のうち、Gは標準一般管理費等率[%]、Cは一般管理費等対象額とする。</p> <p>注意2 標準一般管理費等率(G)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>注意3 財団法人等（ここでは、公益財団法人及び公益社団法人を言う。）に発注する場合は、注意2により求めた標準一般管理費等率(G)[%]に0.9を乗じたのちに小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めして得た率[%]を標準一般管理費等率[%]として扱う。なお、本項は、財団法人等のみの受注が想定される発注に適用し、これ以外の発注には適用しない。</p> <p>(4) 前払金支出割合補正係数表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1234 2795 1346"> <tr> <td>前払金支出割合</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> <td>35%を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">0.99</td> <td style="text-align: center;">0.98</td> <td style="text-align: center;">0.96</td> <td style="text-align: center;">0.95</td> </tr> </table> <p>注意1 標準一般管理費等率(G)に前払金支出割合補正係数を乗じたのち、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>(5) 契約保証補正額の計算方法</p> <p>ア 契約保証補正額は次により求め、円未満を切り捨てる。（円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">契約保証補正額 = 一般管理費等対象額 × 契約保証補正率</p> <p>イ 契約変更を行う場合の一般管理費等対象額は、原則として当初設計の額とする。</p> <p>(6) 契約保証補正率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1629 2795 1799"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正率</td> </tr> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.04%</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.09%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">0.00%</td> </tr> </table> <p>注意1 保証を必要とする場合は、原則として金銭的保証とする。</p> <p>注意2 委託費による執行の場合は、金額に関わらず保証を必要としないものとして扱う。</p>	一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの	標準一般管理費等率	19.37%	$G = -1.998 \times \text{Log}(C) + 30.76$	前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの	補正係数	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95	保証の方法	補正率	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%	上記以外の場合	0.00%
一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの																																																				
標準一般管理費等率	25.55	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$																																																				
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの																																																	
補正係数	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95																																																	
保証の方法	補正率																																																					
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%																																																					
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%																																																					
上記以外の場合	0.00%																																																					
一般管理費等対象額	50万円以下	50万円を超えるもの																																																				
標準一般管理費等率	19.37%	$G = -1.998 \times \text{Log}(C) + 30.76$																																																				
前払金支出割合	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超えるもの																																																	
補正係数	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95																																																	
保証の方法	補正率																																																					
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%																																																					
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%																																																					
上記以外の場合	0.00%																																																					

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p style="text-align: center;">第Ⅶ編 参考資料</p> <p style="text-align: center;">第1章 積算システムによる積算</p> <p>第2節 積算大系に基づく工種体系</p> <p>1-2-1 電気設備職種</p> <p>1-2-1-2 工種体系図</p> <p>本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p>土木・電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器単体費（工種1～24） - 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費（工種1～24） - 盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> └ 盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> └ 盤内改造費（工種1～24） - 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接工事費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 労務費 └ 輸送費 └ 直接経費 └ 仮設費 - 工場製作費 <ul style="list-style-type: none"> └ 鋼構造製作物費 <ul style="list-style-type: none"> └ 鋼構造製作物費（工種1～24） └ 直接製作費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 製作費 └ 工場塗装費 - 支給品費 <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器）（工種1～24） └ 支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（材料等）（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> - 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費（工種1～24） └ 準備費 <ul style="list-style-type: none"> └ 準備費（工種1～24） └ 事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> └ 事業損失防止費（工種1～24） └ 安全費 <ul style="list-style-type: none"> └ 安全費（工種1～24） └ 役務費 <ul style="list-style-type: none"> └ 役務費（工種1～24） └ 技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 技術管理費（工種1～24） └ 営繕費 <ul style="list-style-type: none"> └ 営繕費（工種1～24） └ 現場環境改善費 <ul style="list-style-type: none"> └ 現場環境改善費（工種1～24） - <u>工期延長中の現場維持費等</u> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>工期延長中の現場維持費等</u> └ <u>工期延長中の現場維持費等（工種1～24）</u> - その他 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額（工種1～24） 	<p style="text-align: center;">第Ⅶ編 参考資料</p> <p style="text-align: center;">第1章 積算システムによる積算</p> <p>第2節 積算大系に基づく工種体系</p> <p>1-2-1 電気設備職種</p> <p>1-2-1-2 工種体系図</p> <p>本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p>土木・電気通信設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器単体費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器単体費（工種1～24） - 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費（工種1～24） - 盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> └ 盤内改造費 <ul style="list-style-type: none"> └ 盤内改造費（工種1～24） - 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接工事費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 労務費 └ 輸送費 └ 直接経費 └ 仮設費 - 工場製作費 <ul style="list-style-type: none"> └ 鋼構造製作物費 <ul style="list-style-type: none"> └ 鋼構造製作物費（工種1～24） └ 直接製作費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 製作費 └ 工場塗装費 - 支給品費 <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器）（工種1～24） └ 支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（材料等）（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> - 共通仮設費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費（工種1～24） └ 準備費 <ul style="list-style-type: none"> └ 準備費（工種1～24） └ 事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> └ 事業損失防止費（工種1～24） └ 安全費 <ul style="list-style-type: none"> └ 安全費（工種1～24） └ 役務費 <ul style="list-style-type: none"> └ 役務費（工種1～24） └ 技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 技術管理費（工種1～24） └ 営繕費 <ul style="list-style-type: none"> └ 営繕費（工種1～24） └ 現場環境改善費 <ul style="list-style-type: none"> └ 現場環境改善費（工種1～24） - <u>中止期間中の現場維持費等</u> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>中止期間中の現場維持費等</u> └ <u>中止期間中の現場維持費等（工種1～24）</u> - その他 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額（工種1～24）

備考	改正（令和2年8月）	現行（令和元年7月）
	<p>1-3-1 機械設備職種 1-3-1-2 工種体系図 本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p>機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> - 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費（工種1～24） - 機器費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器費（工種1～24） - 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接製作費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 機器単体費 └ 労務費 └ 塗装費 └ 直接経費 - 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接工事費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 輸送費 └ 材料費 └ 労務費 └ 塗装費 └ 直接経費 - 支給品費 <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器）（工種1～24） └ 支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（材料等）（工種1～24） <p>共通仮設費</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運搬費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費（工種1～24） - 準備費 <ul style="list-style-type: none"> └ 準備費（工種1～24） - 事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> └ 事業損失防止費（工種1～24） - 安全費 <ul style="list-style-type: none"> └ 安全費（工種1～24） - 役務費 <ul style="list-style-type: none"> └ 役務費（工種1～24） - 技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 技術管理費（工種1～24） - 営繕費 <ul style="list-style-type: none"> └ 営繕費（工種1～24） <p><u>工期延長中の現場維持費等(注意1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>工期延長中の現場維持費等</u> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>工期延長中の現場維持費等（工種1～24）</u> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額（工種1～24） <p>注意1 積算システムにおいては設計技術費計算の関係上、据付工事原価には含めないものとして扱う。</p>	<p>1-3-1 機械設備職種 1-3-1-2 工種体系図 本職種の工種体系図は次のとおりとする。</p> <p>機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> - 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 工場修理費（工種1～24） - 機器費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器費 <ul style="list-style-type: none"> └ 機器費（工種1～24） - 直接製作費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接製作費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 材料費 └ 機器単体費 └ 労務費 └ 塗装費 └ 直接経費 - 直接工事費 <ul style="list-style-type: none"> └ 直接工事費（工種1～24） <ul style="list-style-type: none"> └ 輸送費 └ 材料費 └ 労務費 └ 塗装費 └ 直接経費 - 支給品費 <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（機器）（工種1～24） └ 支給品費（材料等） <ul style="list-style-type: none"> └ 支給品費（材料等）（工種1～24） <p>共通仮設費</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運搬費 <ul style="list-style-type: none"> └ 運搬費（工種1～24） - 準備費 <ul style="list-style-type: none"> └ 準備費（工種1～24） - 事業損失防止費 <ul style="list-style-type: none"> └ 事業損失防止費（工種1～24） - 安全費 <ul style="list-style-type: none"> └ 安全費（工種1～24） - 役務費 <ul style="list-style-type: none"> └ 役務費（工種1～24） - 技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> └ 技術管理費（工種1～24） - 営繕費 <ul style="list-style-type: none"> └ 営繕費（工種1～24） <p><u>中止期間中の現場維持費等(注意1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>中止期間中の現場維持費等</u> <ul style="list-style-type: none"> └ <u>中止期間中の現場維持費等（工種1～24）</u> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額 <ul style="list-style-type: none"> └ スクラップ評価額（工種1～24） <p>注意1 積算システムにおいては設計技術費計算の関係上、据付工事原価には含めないものとして扱う。</p>